

法令適用事前確認手続回答通知書

消表対第82号  
令和5年1月23日

水谷養蜂園株式会社

代表取締役社長 水谷 友彦 殿

アピ株式会社

代表取締役社長 野々垣 孝彦 殿

ミツバチ産業株式会社

代表取締役社長 藤井 公高 殿

消費者庁表示対策課長  
(公印省略)

令和5年1月13日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

なお、本回答は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」といいます。）第5条第1号の規定を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、景品表示法第5条第1号の規定との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

記

- 1 照会のあった具体的事実については、表示内容全体から一般消費者が受ける認識・印象と実際のものに乖離がないのであれば、景品表示法第5条第1号に該当せず、景品表示法第5条の規定により禁止される不当な表示とはならない。
- 2 当該事実が照会対象法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠  
景品表示法第5条第1号は、「商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの」を不当表示として禁止している。そして、「商品…の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示に当たるか否かは、個別具体的事案を前提に、表示内容全体から一般消費者が受ける認識・印象と実際のものに乖離があるか

否かによって判断される。

したがって、「はちみつ類の表示に関する公正競争規約」に規定される「はちみつ類」の商品の正面ラベル又は広告に「天然」、「ナチュラル」、「Natural」との表示を行うことは、当該商品のかかる表示を含む表示内容全体から一般消費者が受ける認識・印象と実際のものに乖離がないのであれば、景品表示法第5条第1号に該当せず、景品表示法第5条が禁止する不当な表示とはならない。

以上